

令和6年度 就業支援講習会「看護学校(准看護師)受験対策」業務仕様書

1 業務の目的

大阪市内居住のひとり親等を対象に看護学校(准看護師)に入校するための受験対策講座を行い、看護師としての就学とひとり親家庭等の経済的自立を図ることを目的とする。

2 実施(契約)期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

3 業務内容等

(1) 講座日程・講習時間・定員等

募集要項を参照

(2) 講習体制・カリキュラムの作成

講習目的を確実に実施できるよう講習時間に応じてカリキュラムを作成すること

カリキュラムには模擬試験や模擬面接を組み込み、受講生の個々の習熟度について確認できる体制を構築すること

なお、講座には受験に向けての小論文や願書の添削、進路指導等を含む

(3) 講習用テキスト、演習問題等の準備

看護学校受験に沿ったテキストを使用し、必要に応じて演習問題等の補助教材を作成する

テキストは見本(当会用1部)と受講生人数分を講習実施前に当会指定場所に納品する

(4) 事前説明会、抽選対象者の決定にかかる面接等について

講座開催にあたり、看護学校や講座の内容について事前説明会を実施する

また、受講にかかる抽選対象者を決定するにあたり、当会と協議のうえ申込者への作文、面接等を実施する

(5) 満足度調査等のアンケートの実施

受講生の理解度や満足度等を把握するためのアンケート調査を実施し、事業終了報告書(様式6)と併せてアンケート集計結果(アンケート原本含む)を提出する

(6) 実施会場

大阪市立愛光会館及び受託先が確保する施設等

(7) 当会が用意できる研修素材(愛光会館での講習のみ)

ホワイトボード、プロジェクター、スクリーン、教材の用紙等

4 講師について

提案時に提出した講師プロフィールに沿って派遣する

当該講師に不都合が生じた場合も同等の能力を有する者を選定し、当会の了承を得ること

5 委託料等の支払い

(1) 本業務の履行完了後、契約書に基づき支払うこととする

(2)教材費等については、受講人数分の支払いとなるため、受講人数によって増減する

6 再委託

本業務について、他の者に業務の全部または一部を再委託することはできない

7 講座の中止について

受講希望者が定員の半数に満たない場合、講座を中止することがある。この場合、費用は発生しないものとする

なお、講座中止の判断は開講日から起算して10日前に行う。当日が日曜・祝日の場合は翌開館日とする

8 その他

- (1)事業者は、業務の円滑な実施及び本会との連絡調整にあたる業務担当者を設置し、その内容を本契約締結時に当会に届け出ること
- (2)本業務について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び当会の指示によるものとする
- (3)管理体制が整わない等により事業者が行う業務の履行が確実にないと認められるとき、社会的信用を損なう等により事業者としてふさわしくないと認められるときなど、事業者指定することが著しく不適当と認められる事情が決定の通知後に生じたときは、決定を取り消すことがある
- (4)その他、疑義が生じた場合は当会と協議する

9 仕様書に関する問い合わせ先

大阪市立愛光会館指定管理者

公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会（担当：小化・飯澤・寺本）

所在地：〒531-0071 大阪市北区中津1-4-10 大阪市立愛光会館3階

TEL：06-6371-7146 FAX：06-6371-6722